

災害時等の協力に関する協定書

秋 田 市

東北電力ネットワーク株式会社
秋 田 電 力 セ ン タ ー

災害時等の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社秋田電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）により大規模な停電が発生した場合における、甲と乙との被害の迅速かつ円滑な復旧のための活動等に係る協力について必要な事項を定めるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合は、その影響を受けた地域、戸数、停電等の原因および発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への人員派遣）

第3条 乙は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、甲と連携の上、必要に応じて、当該災害対策本部等に乙の社員（以下「災害対策連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、甲の災害対策本部等において乙の窓口となり、災害情報の収集、伝達等を行うとともに、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（電力設備の優先的復旧）

第4条 乙は、災害により大規模な停電等が発生した場合は、乙の供給管轄内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら公共機関等の災害対策上重要な施設、避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧に当たり、高圧、低圧応急用電源車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障を来した場合は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 甲は、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、作業車両等の駐車場、幕营地、ヘリポート等の確保に当たっては、乙の要請に応じて、確保に協力するものとする。

(災害の未然防止に向けた相互協力)

第7条 甲および乙は、倒木による停電や道路寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事前伐採について、甲乙協議の上、双方が連携して実施するよう努めるものとする。

2 甲および乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する防災訓練等に積極的に協力するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第8条 甲および乙は、情報の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和8年2月3日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長

秋田市中通二丁目1番11号

乙 東北電力ネットワーク株式会社
秋田電力センター
所 長